

表示規約が変更されました

平成 26 年 5 月

タイヤ公正取引協議会

タイヤ公正取引協議会は、当協議会が運用する「タイヤの表示に関する公正競争規約」（表示規約）の一部を変更しましたのでお知らせいたします。（本年 4 月 1 6 日公正取引委員会、消費者庁認定、4 月 2 5 日告示）

主な変更点は、「低燃費タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準」の導入に係る変更と、タイヤの「商品性能の数値による比較表示に係る試験方法及び表示方法に関する運用基準」（試験基準）の一部変更に係るものです。

1. 低燃費タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準を定めます。（4 月 2 5 日施行）

（1）概要

平成 2 2 年より一般社団法人日本自動車タイヤ協会による業界自主基準としてスタートした「低燃費タイヤ等のラベリング制度」の信頼性のさらなる確保のため、同制度（の試験方法及び表示方法）を公正競争規約に取り入れました。

（2）試験及び表示方法の公正、信頼性を確保するための仕組の導入

- ① 国内で市販用乗用車夏用タイヤについて「低燃費タイヤ」等と表示する場合は、公正競争規約、同施行規則及び運用基準で定める試験方法に基づき試験を行うとともに、試験値が定められた値以上のものにつき、「低燃費タイヤ」と表示することが出来るものとします。
- ② また、グレーディング（等級）によりタイヤの性能を表示する場合は、定められた等級区分に基づき表示するものとします。
- ③ 詳細な試験データ（当該試験条件、試験結果の絶対値など）を、タイヤ公正取引協議会事務局に届け出るものとし、公取協事務局は、試験が試験基準どおり実施されているかどうか、適宜、試験に立会いの上確認するものとします。
- ④ また、試験結果につき疑義が生じた場合は、関係者から資料の提出を求めるなど事実関係を調査し、当該試験データに基づく表示が事実と認められる場合は措置基準に従い措置を採るものとします。
- ⑤ カタログ等に記載された試験結果を小売事業者等が正しく引用していない場合も、措置基準に従い措置を採るものとします。

（3）低燃費タイヤに関する適正な表示方法及び情報提供等

- ① 「低燃費タイヤ」に該当しない商品・サイズを「低燃費タイヤ」と表示することや、「低燃費タイヤ」ではないタイヤについて、「低燃費タイヤ」に類する用語や、ラベリング制度の図表（下図）に類似する表示を行うことにより、一般消費者に「低燃費タイヤ」であると誤認させる表示は出来ないものとします。



- ② 当協議会、メーカーや小売事業者などは、ラベリング制度の普及促進のため、同制度の趣旨や、「転がり抵抗」の低減が自動車の燃費に寄与するものであるため、転がり抵抗性能は低燃費を示すものであり、「ウェットグリップ性能」は、一般的には転がり抵抗性能と密接な関係であり、安全性の面からもウェットグリップ性能を一般消費者に適切に伝えることが重要であるので、併せて公表している旨などの情報提供をするものとします。

2. 「商品性能の数値による比較表示に係る試験方法及び表示方法に関する運用基準」（試験基準）を一部変更します。（4月25日施行）

メーカー等がカタログ等で行っているタイヤの商品性能（摩耗性能、静粛性など）に関する数値表示につき、その試験、表示方法を公正競争規約、同施行規則及び試験基準で定めていますが、新たな性能項目に「ウェット μ 」を追加するほか、従来のウェット制動の試験方法に TEST METHOD FOR TYRE WET GRIP GRADING (C1 TYRES) を追加するなどの変更を行いました。これにより同基準で定める性能項目は12性能19項目となりました。

参考資料：

1. 低燃費タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準
2. 商品性能の数値による比較表示に係る試験方法及び表示方法に関する運用基準（試験基準）